

西予市産材利用促進事業費補助金交付要綱

令和5年4月1日

西予市告示第81号

(目的)

第1条 この告示は、西予市産材利用促進事業実施要領(令和5年西予市告示第80号。以下「要領」という。)に基づき、市民が行う西予市産材利用促進事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で西予市産材利用促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、要領に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市産材 西予市内の森林から伐出された後、加工されたスギ・ヒノキ・マツ製品をいう。

(2) 市税 市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

(1) 西予市産材利用建築物

(2) 西予市内に本社事業所を有する施工業者により建築又は改修された、又はされる予定である建築物

(事業主体)

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 西予市内に対象建築物を建築又は改修する者

イ 西予市内に対象建築物を建築又は改修する市内自治会

ウ 西予市内に建築又は改修された対象建築物を購入する者

エ 西予市内に事務所を設置する事業者

(2) 前号ア又はウにあっては、市民(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、市の住民基本台帳に登録されている者をいう。以下同じ。)又は市外に住所を有する者で工事完成後直ちに市民となる者であること。

(3) 補助対象者及び施工業者が、市税を滞納していないこと。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、使用された西予市産材の体積(立方メートル単位)に

40,000円(以下「補助単価」という。)を乗じた金額(1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。)とする。ただし、1,000,000円を上限とする。
(補助金の交付申請)

第6条 事業主体は、補助事業完了後、補助金の交付を受けようとするときは、西予市産材利用促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、所定の検査を行い、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付決定及び額の確定を行い、事業主体にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた事業主体(以下「補助事業者」という。)は、西予市産材利用促進事業費補助金請求書(様式第2号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による補助金請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第10条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この告示により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について、不正な行為があったとき。

(関係書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の提出部数)

第13条 この告示により市長に提出する書類の部数は、1部とする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市

長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則(令和6年西予市告示第73号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年西予市告示第89号)

この告示は、令和8年4月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

年度西予市産材利用促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

西予市長

様

住 所

ふり がな
氏 名

電話番号 () -

年度において、西予市産材利用促進事業を下記のとおり実施したので、西予市産材利用促進事業費補助金交付要綱第6条により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 西予市産材利用促進事業費補助金計算額

西予市産材使用量(m ³)	補助単価(円/m ³)	補 助 金(円)
	40,000	

(注)補助金は、千円単位とし、千円未満は切り捨てること。

2 添付書類

- 西予市産材利用促進事業完了届(要領様式第8号)
- 個人情報目的外利用に関する同意書(別紙)
- 本人確認書類の写し
- その他市長が必要と認める書類

別紙

年 月 日

西予市長 様

個人情報目的外利用に関する同意書

西予市産材利用促進事業費補助金の審査にあたり、次に掲げる事項を市が調査することに同意します。

記

- 1 住民基本台帳の記録(施工業者を除く。)
- 2 市税(市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)の納付状況

(署名欄)※同意する本人が署名してください。

申請者①	住所 氏名
申請者② ※申請者が2名 以上いる場合	住所 氏名
施工業者 ※建築又は改修 の場合	住所 氏名

様式第2号(第8条関係)

年度西予市産材利用促進事業費補助金請求書

年 月 日

西予市長

様

住 所

ふり がな
氏 名

電話番号() -

年 月 日付け西予市指令林第 号で、補助金交付決定及びの額の確定通知があった 年度西予市産材利用促進事業費補助金について、西予市産材利用促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 _____ 円也

2 振 込 先

金融機関名

農 協
銀 行
信用金庫

支店

支所

口座の種類

普 通 ・ 当 座

口座番号

フリガナ

口座名義人